

# 大阪府における 学校法人への指導について (具体的事例のご紹介)

---

学校法人のガバナンスに関する有識者会議

令和2年5月20日

大阪府教育庁 私学課

## 事例 1 学校法人 A

### ◆事案の概要（平成29年度、30年度）

・幼稚園設置基準等に規定する教員を充足していないこと、理事長等による法人資金の費消、議事録の未作成、予算・事業計画の未策定等、理事会が適切に運営されず十分に機能していないことにより法人運営が著しく適正を欠くと認められるに至った。

・府から法人に対し口頭・文書指導や現地調査を行った後、平成30年7月に措置命令を発令した（私立学校法第60条）。

#### 措置命令の内容

（1）幼稚園設置基準等に規定する教員の未充足

- ・保護者や教員の意見を聞いたうえで、理事会で抜本的な対策を策定し実施すること
- ・次年度の園児募集では、教員体制に見合う適正な募集人数を検討すること

（2）理事長等による法人資金の費消事案及び予算や事業計画の未策定事案

- ・理事長の業務執行に対して、理事会として必要な監督を行うため、具体的方策を策定すること

### ◆措置命令後◆

- ・法人の対応：理事会で改善方策を議論の上、教員不足への対応、ガバナンスの改善（常任理事を選定し、理事長の業務執行への監督を強化）を実施
- ・府の対応：文書による指導等の継続、現地確認、経常費補助金の減額交付 など

## 事例 2 学校法人 B

### ◆事案の概要（平成19年度）

- ・高等学校の学則定員を増員する変更認可を申請する際、実際には使用計画、使用実態がない校外運動場を同校校地面積に算入して基準を満たすこととし、認可を受けた。
- ・中学校の学則定員増を行う旨、意思決定を行ったとする理事会議事録を捏造し、府に変更認可を申請、認可を受けた。
- ・理事長が、理事会に諮らず、新たに土地を購入するための協定書を地権者と締結した。
- ・不適切な会計処理（簿外会計、不適正な会計処理、私的流用）が発覚。
- ・これらの不適正な運営について、府から法人に対し文書指導を行うとともに、変更認可の取消し、経常費補助金の減額（過払い分の返還請求、当該年度の減額交付）等を実施した。

### ◆指導後◆

- ・法人の対応：不適切な会計処理の是正について調査委員会を設置。調査結果（理事長が役員を務める企業から多数の理事等を選任など）を踏まえ、不適切な会計処理の是正計画、学園の運営適正化に関する改善計画を策定・公表。

理事長退任、寄付行為変更（理事長・評議員・監事等の合議選任、コンプライアンス委員会の設置など）、大学との教学協定締結など、運営を刷新

## 事例 3 学校法人 C

### ◆事案の概要（平成30年度、令和元年度）

- ・府が実施する専修学校基礎資料調査において、定員を大幅に超過した入学者の受け入れの事態が発覚。
- ・是正を指導する中で、学則と異なる授業を実施していること、府に未届の校地・校舎を使用していること、学校運営に係る不適切な事案（グループ企業への貸付け、教職員給与遅配、私学共済掛金滞納）が確認された。
- ・また、利益相反行為に係る特別代理人選任手続きや理事会承認手続きの不備、理事長が代表を務める企業の役員から理事を選任など、ガバナンス上の問題点も確認。
- ・府から法人に対し文書指導を行うとともに、複数回にわたり口頭での指導を実施した。

### ◆指導後◆

- ・法人の対応：学校運営に関する不適切な事案の多くは解消。

弁護士の顧問就任や、校長への外部人材登用、参与としての外部人材の理事会参加など、理事会運営の適正化